

高齢者をささえる やさしい手 (全編)



相談したい (P. 4~)

サービスを受けたい (P. 6~)

制度を活用したい (P. 20~)

地域で活動したい (P. 30~)

働きたい (P. 33~)

目次



相談したい (P 4~5)

サービスを受けたい (P. 6~)

福祉サービス

<ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯向け（日中のみ含む）>

1. 緊急連絡システム ······ P. 6
2. 配食サービス ······ P. 6
3. 入浴助成 ······ P. 7
4. 救急医療情報キット ······ P. 7

<要介護（支援）認定を受けている方向け>

1. おむつ等の給付 ······ P. 8
2. 重度要介護高齢者手当 ······ P. 9
3. ひとり歩き高齢者等家族支援サービス ··· P. 9
4. 移送サービス費助成 ······ P. 10
5. 要介護認定者等に係る障がい者控除認定書発行 P. 11
6. 高齢者見守りステッカー ······ P. 11

<その他>

1. ふとん乾燥車派遣 ······ P. 12
2. 訪問理美容サービス ······ P. 12
3. 高齢者住宅 ······ P. 12
4. 日常生活自立支援事業利用料助成 ······ P. 13
5. 介護マーク発行 ······ P. 13
6. 成年後見制度利用支援 ······ P. 13
7. 特別障がい者手当 ······ P. 14
8. 車いす貸出し事業 ······ P. 14
9. リフト付乗用車貸出し事業 ······ P. 14
10. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） P. 14

保健サービス

1. 健康相談 ······ P. 15
2. 健康手帳 ······ P. 15
3. 高齢者インフルエンザ予防接種 ······ P. 15
4. 高齢者肺炎球菌予防接種 ······ P. 15
5. 高齢者コロナウイルス感染症予防接種 ······ P. 16
6. 高齢者帯状疱疹予防接種 ······ P. 16

その他の高齢者向けサービス

<災害>

1. 避難行動要支援者支援制度 P. 17
2. 既存木造住宅耐震診断助成制度 P. 17
3. 既存木造住宅耐震改修等助成制度 P. 17

<ごみ捨て>

1. 粗大ごみ運び出し収集 P. 18
2. ふれあい収集 P. 18

<生活支援>

1. コミュニティバス（にいバス）無料乗車制度 . . P. 19
2. 新座市地域支え合いボランティア事業 P. 19
3. シルバー人材センターによる住まいと暮らしの「ちょこっとサポート」 P. 19

制度を活用したい（P. 20～）

<介護保険制度>

- 介護保険制度 P. 20

<後期高齢者医療制度>

1. 後期高齢者医療制度 P. 21
2. 後期高齢者医療制度助成事業 P. 25

[コラム] 聴力の低下を感じたら P. 26

<成年後見制度>

- 法定後見制度 P. 27
任意後見制度 P. 28

地域で活動したい（P. 30～）

1. 老人福祉センター P. 30
2. 老人クラブ P. 31
3. グループ活動 P. 31
4. 高齢者いきいき広場 P. 32

働きたい（P. 33）

1. シルバー人材センター P. 33
2. 新座市ふるさとハローワーク P. 33
3. 就業相談 P. 33

相談したい

新座市では、高齢者の方が住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるようさまざまな支援を行うために、市内8か所に高齢者相談センター（地域包括支援センター・指定介護予防支援事業所）を設置しています。

介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口です。

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等が対応します。

センター名／住所	担当地区	問合せ先
東部第一高齢者相談センター (新座市社会福祉協議会 指定介護予防支援事業所) 片山1-9-1	池田・道場 片山・野寺	【電話】 048-480-5853 【FAX】 048-480-5854
東部第二高齢者相談センター (菜々の郷指定介護予防支援事業所) 馬場1-2-35 (菜々の郷内)	畠中・馬場 栄・新塚	【電話】 048-480-7808 【FAX】 048-480-7807
西部高齢者相談センター (新座園指定介護予防支援事業所) 野火止4-14-20 (新座園内)	本多・あたご 菅沢 野火止一～四丁目	【電話】 048-477-1707 【FAX】 048-477-1739
西堀・新堀高齢者相談センター (かくの木指定介護予防支援事業所) 新堀1-13-5	西堀・新堀	【電話】 042-497-8106 【FAX】 042-497-8107
南部高齢者相談センター (堀ノ内病院指定介護予防支援事業所) 堀ノ内2-9-31 (堀ノ内病院敷地内)	石神・栗原 堀ノ内	【電話】 048-487-8263 【FAX】 048-487-8269
北部第一高齢者相談センター (指定介護予防支援事業所晴和苑) 東北2-1-17	東北・東	【電話】 048-486-5011 【FAX】 048-471-1131
野火止五～八丁目高齢者相談センター (ウェルシア介護サービス 指定介護予防支援事業所) 野火止6-16-15 (2F)	野火止 五～八丁目	【電話】 048-485-8936 【FAX】 048-485-8937
北部第二高齢者相談センター (指定介護予防支援事業所新座みずほ) 新座3-3-20-101 (新座団地名店街内)	中野・大和田 新座・北野	【電話】 048-485-8587 【FAX】 048-485-8588

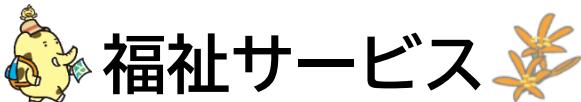
高齢者相談センター

(地域包括支援センター・指定介護予防支援事業所)



サービスを受けたい

※ サービスの利用には、事前申請が必要です。



<ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯向け（日中のみ含む）>

1. 緊急連絡システム



担当：長寿はつらつ課 元気増進係
(048-477-6890)

急病や事故等の緊急事態に、発信機のボタンを押すと、自動的に県南西部消防指令センターに通報され、直ちに救急活動が行われるシステムを設置します。

対象者	ア・イのどちらかに該当 ア 市内に住所を有し、65歳以上で慢性的な心疾患等がある者で、ひとり暮らし又は日中又は夜間に一定時間ひとり暮らし イ 市内に住所を有し、65歳以上で慢性的な心疾患等がない者で、ひとり暮らし又は日中又は夜間に一定時間ひとり暮らし
利用料	対象者要件が上記アに該当する者…無料 対象者要件が上記イに該当する者…月額500円 ※ 電話料及び電気代は、自己負担
注意	<ul style="list-style-type: none">不要となった場合は、返却が必要固定電話に設置するシステム通報時の電話料、救助通報機の電気代、機器破損、紛失時は自己負担貸与品のため、不要となった場合は返却（返却できない場合は弁償）

2. 配食サービス



担当：長寿はつらつ課 元気増進係
(048-477-6890)

食事の支度が困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、安否確認を兼ねて昼食を自宅にお届けします。

対象者	市内に居住する食事の支度をするのが困難で、以下いずれかに該当する方 (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし (2) おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯 (3) 日中、上記(1)・(2)の状態に該当 ※ 原則、手渡しで受けとができる方 ※ 申請時において入所又は入院中であっても、退所・退院日が決まっている場合は対象となる。
利用回数	1週間に最大6回（月曜日から土曜日の昼食）
利用料	1食当たり事業者が定める金額（事業者へ直接お支払いください）
事業者	晴和苑、たらの芽、宅配クック1・2・3、えんの食卓、配食のふれ愛（東京練馬店、朝霞新座店）、ワタミの宅食埼玉朝霞営業所
注意	<ul style="list-style-type: none">ご自身で事業者を決定した上で、申請すること（事業者の配達地域は決まっているため、要確認）事業者を変更する場合は、事前に変更申請が必要朝食や夕食、日曜日に配食できる事業者もあるが、その場合は事業対象外となり、全額自己負担となる。前日までに事業者に連絡をせず、お弁当を受けとれなかった場合、全額自己負担となる。

3. 入浴助成



担当：長寿はつらつ課 安心サポート係
(048-424-9611)

自宅に入浴設備がない方に対して、公衆浴場で使用できる利用券を交付します。

対象者	市内に住所を有する65歳以上で、以下の項目全てに該当する方 (1) 居宅に入浴設備がなく常時公衆浴場を利用 (2) ひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯 ※ 故障等によりお風呂が使用できない場合は、対象外
助成回数	1週間に1回（1年度で52回を限度） ※ 決定日により回数が異なります。
現況届	毎年3月に現況届の提出が必要

4. 救急医療情報キット



担当：長寿はつらつ課
安心サポート係
(048-424-9611)

緊急時の救急活動に役立てるため、医療情報等を専用容器に入れ、自宅の冷蔵庫で保管することができる医療情報キットを配布します。

対象者	市内に住所を有する65歳以上の方で、以下のいずれかに該当する方 (1) ひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯の方 (2) 日中又は夜間に、上記(1)の状態になる方 (3) 上記に準ずると認められる方
配布個数	1人1個（無料）
配布場所	長寿はつらつ課、高齢者相談センター、老人福祉センター、第二老人福祉センター、保健センター、出張所、居宅介護支援事業所
その他	<ul style="list-style-type: none">申請書の提出は不要情報シートは鉛筆で記載記載事項に変更があった場合は、速やかに更新すること



<要介護（支援）認定を受けている方向け>

1. おむつ等の給付



担当：長寿はつらつ課 元気増進係
(048-477-6890)

常時失禁状態の高齢者について、紙おむつ及びおむつ使用に伴い必要となる衛生用品を給付します。

対象者	<p>市内に住所を有する65歳以上で、以下の項目全てに該当する常時失禁状態の要介護高齢者</p> <p>(1) 要介護認定を受けている（要介護1～5） (2) 全ての世帯員の当該年度分（申請日が4月から9月までの場合は前年度分）市民税所得割が47,800円以下 (3) 次の施設に入所していない 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、救護施設、身体障がい者施設、精神障がい者施設、知的障がい者施設、障がい者支援施設、国立ハンセン病療養所及び法令に基づく命令による入院・入所 (4) 生活保護法による保護又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けていない</p> <p>※ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びグループホームに入居されている方は受給可 ※ 医療保険により入院している方も受給可</p>
助成額	<p>上限額6,000円／月（※給付の上限を超えた分は自己負担）</p> <p>【新規申請の場合】 ◇4月1日～9月30日までの申請 枚数：6枚～1枚 申請月により枚数が異なる。 有効期間：決定日～9月30日</p> <p>◇10月1日～3月31日までの申請 枚数：6枚～1枚 申請月により枚数が異なる。 有効期間：決定日～3月31日</p> <p>【更新の場合】 年2回（上半期・下半期）に分けて、それぞれまとめて送付する。 ◇上半期（4～9月分） →4～5月に給付券送付 枚数：6枚 有効期間：4月1日～9月30日</p> <p>◇下半期（10～3月分） →10～11月に給付券送付 枚数：6枚 有効期間：10月1日～3月31日</p>
申請時に必要な添付書類	<p>① 介護保険被保険者証の写し ※ 介護保険者が新座市の場合は不要</p> <p>② 市民税課税証明書（4～9月→前年度分、10～3月→当該年度分） ※ 申請日の前年の1月1日（10～3月に申請する方は、当該年の1月1日）に、対象者と同一世帯の全ての方が新座市の住民である場合は不要</p> <p>③ 失禁状態を証明する書類（主治医の証明書等） ※ 介護保険認定情報等で確認できる場合は不要</p>
更新手続	おむつ給付券記載の有効期間内に1回でも助成を受け、かつ、対象者要件に該当する方に次の半期分を発送する。

2. 重度要介護高齢者手当



担当：長寿はつらつ課
元気増進係
(048-477-6890)

身体上や精神上の障がいのために日常生活に著しい支障のある高齢者に対して支給します。

対象者	<p>市内に住所を有する65歳以上で、以下の項目全てに該当する方</p> <p>(1) 要介護認定で4又は5</p> <p>(2) 住民基本台帳上の全ての世帯員の当該年度分の市町村民税が非課税又は免除</p> <p>(3) 次の施設に入所していない</p> <p>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、救護施設、障がい者支援施設、国立ハンセン病療養所及び法令に基づく命令による入院・入所</p> <p>※ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びグループホームに入居されている方は受給可</p> <p>※ 重度心身障がい者福祉手当（障がい者福祉課で給付している手当）との併給不可</p>
支給額	月額 5,000円
支給月	年3回（4月末・8月末・12月末）
申請時に必要な添付書類	<p>① 介護保険被保険者証の写し ※ 介護保険者が新座市の場合は不要</p> <p>② 市民税非課税証明書（当該年度分） ※ 申請月が4月～12月の場合は当該年の1月1日時点で、申請月が1月～3月の場合は前年の1月1日時点で、対象者と同一世帯の全員が新座市民の場合は不要</p>

3. ひとり歩き高齢者等 家族支援サービス



担当：介護保険課 介護予防係
(048-424-5186)

認知症等により見守りの必要のある高齢者等の家族に対して、位置探索機を貸し出し、ご本人の行方が分からなくなったりしたときに、居場所を探索するものです。

対象者	<p>市内に住所を有し、以下の項目のいずれかに該当する方を介護している方</p> <p>(1) 65歳以上</p> <p>(2) 第2号被保険者（40歳から64歳まで）で要支援・要介護認定を受けている。</p> <p>(3) 生活保護法に規定されている介護扶助を受けている。</p> <p>※ (1)～(3)の方が、介護保険法、医療保険法に規定する施設に入所している場合や介護している方が市外在住の場合は対象外</p>						
利用料	<p>対象者 ((1)～(3)のいずれかに該当する方を介護している方) が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分（申請日が4月から9月までの場合は、前年度分が基準）の市町村民税所得割額によって利用料が変わる。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、当該年度分の市民税所得割額がいずれか1人でも47,801円以上の場合</td> <td>自己負担：月額 1,100円</td> </tr> <tr> <td>いずれも47,800円以下の場合</td> <td>自己負担：なし</td> </tr> </table>			対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、当該年度分の市民税所得割額がいずれか1人でも47,801円以上の場合	自己負担：月額 1,100円	いずれも47,800円以下の場合	自己負担：なし
対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、当該年度分の市民税所得割額がいずれか1人でも47,801円以上の場合	自己負担：月額 1,100円						
いずれも47,800円以下の場合	自己負担：なし						
申請方法	<p>申請書等に必要事項を記入し、提出（郵送可）</p> <p>※ 申請書等は、介護保険課窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロード可能</p>						



縦：47.5mm
横：38.5mm
厚さ：11.85mm

4. 移送サービス費助成



担当：長寿はつらつ課
元気増進係
(048-477-6890)

寝たきりの状態等により公共交通機関を利用することが困難な方が、寝台や車椅子に乗りながら乗降できる移送用車両による移送サービスを受けた場合に助成金を交付します。

対象者	<p>市内に住所を有する65歳以上で、以下の項目全てに該当する方</p> <p>(1) 要介護認定で3、4、5</p> <p>(2) 介護保険要介護認定調査「障がい高齢者の日常生活自立度」において、主治医意見書又は訪問調査員調査書のどちらかが「B2」以上</p> <p>(3) 全ての世帯員の当該年度分（申請日が4月から9月までの場合は前年度分）市民税所得割が47,800円以下</p> <p>(4) 次の施設に入所していない 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、身体障がい者施設、精神障がい者施設、知的障がい者施設、障がい者支援施設</p> <p>※ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びグループホームに入居されている方は受給可</p> <p>※ 生活保護受給者は対象外</p>
助成対象	車椅子又は寝台専用車両に乗りながら乗降できる移送用車両で通院等に関する利用（通院・入院・退院・転院・入所・退所）
助成額	<p>移送サービスに要した費用の90／100に相当する額を助成します。 (助成上限13,500円／回)</p> <p>※ 助成回数…半期ごとに6回が上限</p> <p>【新規申請の場合】</p> <p>◇4月1日～9月30日までの申請 枚 数：6枚～1枚 申請月により枚数が異なる。 有効期間：決定日～9月30日</p> <p>◇10月1日～3月31日までの申請 枚 数：6枚～1枚 申請月により枚数が異なる。 有効期間：決定日～3月31日</p> <p>【更新の場合】</p> <p>年2回（上半期・下半期）に分けて、それぞれまとめて送付する。</p> <p>◇上半期（4～9月分） →4～5月に給付券送付 枚 数：6枚 有効期間：4月1日～9月30日</p> <p>◇下半期（10～3月分） →10～11月に給付券送付 枚 数：6枚 有効期間：10月1日～3月31日</p>
申請時に必要な添付書類	<p>① 介護保険被保険者証の写し ※ 介護保険者が新座市の場合は不要</p> <p>② 市民税課税証明書 (4～9月→前年度分、10～3月→当該年度分) ※ 申請日の前年の1月1日（10～3月に申請する方は、当該年の1月1日）に、対象者と同一世帯の全員が新座市民の場合は不要</p> <p>③ 介護保険要介護認定調査「障がい高齢者の日常生活自立度」が分かる資料 ※ 介護保険者が新座市の場合は不要</p>
更新手続	利用証明書記載の有効期間内に1回でも助成を受け、かつ、対象者要件に該当する方に次の半期分を発送する。

※ 移送サービスについては、電子申請での受付可能
(紙媒体でも申請可能)



5. 要介護認定者に係る 障がい者控除認定書発行



担当：長寿はつらつ課
安心サポート係
(048-424-9611)

所得税の確定申告又は市県民税の申告で、障がい者控除又は特別障がい者控除を受け
ることができる認定書を発行します。

対象者	以下の項目全てに該当する方 (1) 介護保険法による要介護認定等を受けている65歳以上 (2) 以下の基準に該当する方			
	控除	区分	項目	基準
特別 障 が い 者	寝たきり	障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	B1・B2 C1・C2	
		認定調査項目1-12 視力	ほとんど見えず	
		認定調査項目1-13 聴力	ほとんど聞こえず	
	身体 障がい者	認知症高齢者の日常生活自立度	IV・M	
		障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	A2 ※要介護1～5	
		認知症高齢者の日常生活自立度	IIa・IIb IIIa・IIIb	
※ 介護保険施設に入所している方も認定対象 ※ 申告の対象となる年の12月31日（対象の方が、年の途中で死亡された場合はその死亡日）の現況で認定				
利用料	無料			
送付時期	一度申請をされた方は、毎年確定申告の時期（2月中旬頃）に、以下の書類を送付 ◆ 対象者要件に該当する方→認定書 ◆ 対象者要件に該当しない方→却下通知書			

6. 高齢者見守り ステッカー



担当：介護保険課 介護予防係
(048-424-5186)

認知症等により見守りの必要のある高齢者等に対して、靴等に貼付可能な登録番号入りのステッカーを配布し、行方不明時の早期発見・早期保護・事故防止に役立てるものです。

対象者	市内に住所を有し、以下の項目のいずれかに該当する方 (1) 65歳以上の方 (2) 第2号被保険者（40歳から64歳まで）で要支援・要介護認定を受けている。 (3) 生活保護法に規定されている介護扶助を受けている。 ※ (1)～(3)の方が、介護保険法、医療保険法に規定する施設に入所している場合は対象外	
	利用料	無料
申請方法	申請書に必要事項を記入し、提出（郵送可） ※ 申請書等は、介護保険課窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロード可能	

<その他>

1. ふとん乾燥車派遣



担当：長寿はつらつ課 元気増進係
(048-477-6890)

ふとん乾燥車を派遣して、乾燥を行うものです。

対象者	市内に居住するおおむね65歳以上で、寝たきりなど身体上の理由で、ふとんを干すのが困難な方
利用回数	1か月に1回（6月と2月は月2回、8月はなし）
利用料	無料

2. 訪問理美容サービス



担当：長寿はつらつ課 元気増進係
(048-477-6890)

寝たきりの状況等により理美容院に行くことが困難な高齢者に対して、直接、自宅へサービス事業者（理・美容院）が訪問し、散髪を行います。

対象者	市内に住所を有する65歳以上の在宅で、以下の項目全てに該当する方 (1) 寝たきりの状態、心身の障がい、疾病等の理由により理髪店又は美容院に出向くことが困難 (2) 住民基本台帳上の全ての世帯員の前年度分の市町村民税が非課税
利用回数	2か月に1回（1年度で6回を上限） ※ 決定日により回数が異なります。
利用料	カット料金（3,000円以内） ※事業者に直接支払うこと
申請時に必要な添付書類	市民税非課税証明書（前年度分） ※ 申請月が4月～12月の場合は前年の1月1日時点で、申請月が1月～3月の場合は前々年の1月1日時点で、対象者と同一世帯の全員が新座市民の場合は不要
現況届	毎年3月に現況届の提出が必要

3. 高齢者住宅



担当：長寿はつらつ課 元気増進係
(048-477-6890)

市内の民間賃貸住宅にお住まいの方が立ち退きを求められた場合、市が借り上げた集合住宅を提供します。

対象者	自立して日常生活を営むことができ、市内に1年以上住所を有している65歳以上のひとり暮らしで、立ち退きを要求されている方
住宅	<p>【名称】 長寿荘（2階建て8室） 【所在地】 新座市西堀一丁目5番36号</p> 
利用料	月額65,000円 ※ 使用者の前年の収入額によって、使用料の減額あり (減額：月額30,000円から60,000円まで) ※ 生活保護受給者は住宅扶助基準額となる。 ※ 募集は空室が生じた時点で公募を行う。

4. 日常生活自立支援事業 利用料助成



担当：長寿はつらつ課
安心サポート係
(048-424-9611)

社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業・やさしい手本編14ページ参照）を利用した方に対し、利用料を助成します。

対象者	日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を利用した方 ※ 生活保護受給者は対象外
助成額	利用料のうち9割

5. 介護マーク



担当：長寿はつらつ課 安心サポート係
(048-424-9611)

要支援・要介護認定、身体障がい者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等の所持に関わらず、在宅で介護している介護者に対して、異性介護者等による公共の場でのトイレ介助や下着の購入時等において、誤解を招くことを防ぐために「介護中」であることを周囲に示す手段として「介護マーク」を配布します。

対象者	在宅で介護をしている方 (介護をしている方もしくは介護を受けている方が新座市在住の方)
利用料	無料
発行場所	長寿はつらつ課、介護保険課、障がい者福祉課、高齢者相談センター ※ 長寿はつらつ課のホームページからダウンロード可能

6. 成年後見制度利用支援



担当：長寿はつらつ課
安心サポート係
(048-424-9611)

身寄りのない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が代わって民法に定める成年後見(補助・保佐・後見)開始の審判の申立てを行います。

また、成年後見制度を利用するに当たって、費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

◎ 市長申立て

対象者	配偶者や四親等内の親族がいない方又はこれらの親族がいても事情により、親族等による後見等開始の審判の申立てを行うことができない方で、市が福祉的観点から制度の利用が必要と判断した方
費用負担	市があらかじめ審判の申立てに係る費用を負担する。なお、費用を負担する資力のある方には家庭裁判所の審判に基づき、後日請求する。

◎ 利用費の助成

対象者	次の①～③の全てに該当する成年被後見人等 ① 本人、配偶者、四親等以内の親族又は市長が審判の請求を行っていること ② 市内に住所がある又は本市を実施機関として、介護・福祉サービス等の給付を受けていること ③ 生活保護世帯又は住民税非課税世帯で、世帯員全員の預貯金額の合計が150万円（単身世帯は100万円）以下、かつ、その他活用可能な資産がないこと
助成対象	① 成年後見（補助・保佐・後見）開始の審判の申立費用の全部又は一部 ② 成年後見人等への報酬（報酬の付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額）の全部又は一部
申請方法等	審判が確定した日の翌日から起算して3か月以内に、申請書及び添付書類を提出すること。

7. 特別障がい者手当



※HP中盤の
「特別障がい者手当」

担当：障がい者福祉課
(048-424-8180)

重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある
20歳以上の方に対して支給されるものです。

対象者	一部の要介護4、5等の方が対象となる場合がありますが、原則、医師が作成する診断書の内容が、国が示す障がい程度認定基準に当てはまる方
支給額	月額29,590円／令和7年度 (年度によって、金額が変更となる場合あり)
支給月	2月・5月・8月・11月の各月10日
注意事項	※ 診断書の取得には費用がかかるため、申請に当たっては、事前相談推奨（診断書作成料助成制度はない）。 ※ 障がい者手帳を所持していることは要件ではない。 ※ 介護老人福祉施設に入所中の方や継続して3ヶ月を超えて病院等に入院している方は対象外 ※ 所得制限あり

8. 車いす 貸出し事業



※HP上方の
「車いす貸出事業」

担当：新座市社会福祉協議会
(048-480-5706)

一時的に車いすが必要となった場合に、1ヶ月を限度に貸出しを行っています。

対象者	市内在住の方
利用料	無料

9. リフト付乗用車 貸出し事業



※HP中盤の
「リフト付き乗用車貸出事業」

担当：新座市社会福祉協議会
(048-480-5706)

市内に住所を有する障がい者、高齢者等で日常的に車いすを使用し、一般交通機関（電車・バス・タクシー等）の利用が困難な方に3日を限度に月3回まで貸出しを行っています。※原則として貸出日から3日以内で月3回までの貸出し

対象者	市内在住の方で、日常的に車いすで生活している方
利用料	無料（ガソリン代、駐車場代、高速道路代は自己負担）

10. 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)



担当：新座市社会福祉協議会
(048-480-5737)

判断能力の不十分な高齢者などに対し、契約により福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続援助、日常的金銭管理などのサービスを行うものです。

対象者	生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいなどのある方で、本事業の契約内容について理解できる方
利用料	1回1時間まで1,200円、以降30分ごとに400円加算 日常的金銭管理で通帳をお預かりする場合、1回1時間まで1,600円 書類預かりサービスは、年間基本料2,000円、月額利用料500円 生活保護世帯は無料



保健サービス



1. 健康相談

担当：保健センター
(048-481-2211)

保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などが、からだや心の健康についての相談を行っています（介護をしている方もどうぞ）。

対象者	市民
利用料	無料
注意事項	来所相談される場合は、事前にご予約ください。 ※ 電話：月曜日から金曜日（休日除く。） 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分

2. 健康手帳



※厚労省HP

担当：保健センター
(048-481-2211)

検（健）診の結果を記録するほか、医療を受ける際に使用するなど、自らの健康管理に役立てるための手帳です。

交付場所	厚生労働省のホームページからダウンロード可能
------	------------------------

3. 高齢者インフルエンザ 予防接種

担当：保健センター
(048-481-2211)

対象者	65歳以上の方
自己負担	1,500円
実施期間	10月1日から実施 ※ 詳細は広報・市ホームページをご覧ください。
実施場所	新座市委託医療機関

4. 高齢者肺炎球菌 予防接種



担当：保健センター
(048-481-2211)

対象者	65歳の方
自己負担	3,000円
実施期間	66歳になる誕生日の前日まで ※ 詳細は広報・市ホームページをご覧ください。
実施場所	新座市委託医療機関

5. 高齢者新型コロナワクチン 感染症予防接種

担当：保健センター
(048-481-2211)

対象者	65歳以上の方
自己負担	11,800円 ※ 詳細は広報・市ホームページをご覧ください。
実施機関	10月1日から実施 ※ 詳細は広報・市ホームページをご覧ください。
実施場所	新座市委託医療機関

6. 高齢者帯状疱疹予防接種



担当：保健センター
(048-481-2211)

対象者	以下のいずれかに該当する方 ・年度内に65歳を迎える方 ・60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 ※令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象。 また、令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象。
自己負担金	・生ワクチン 1回あたり 4,000円（1回接種で完了） ・不活化ワクチン 1回あたり 14,000円（2回接種が必要）
実施期間	対象年度の3月31日まで
実施場所	新座市委託医療機関

新座市保健センター

令和5年度から新庁舎になりました！
新座市役所本庁舎から徒歩15～20分程度離れた場所にあります。

[住所]

〒352-0011
新座市野火止二丁目9番37号

[電話]

048-481-2211





その他の高齢者向けサービス



<災害対策>

1. 避難行動要支援者支援制度



担当：危機管理室
(048-477-2502)

災害時に家族などの協力が得られず、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などが、ご自身の情報を市に登録し、その情報を地域の町内会等に提供することで、災害時に地域の方々（地域支援者）から安否確認、避難誘導などの支援を受けられるようする制度です。

対象者	災害時に自力で避難することが困難な在宅の方のうち、以下の項目のいずれかに該当する方で、ご自身の個人情報を地域の町内会等に提供することに同意した方 ① 75歳以上の世帯かつ要介護認定者（要介護1～5） ② 障がい高齢者の日常生活自立度（A1～C2） ③ 認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅱa～M） ④ 認定調査項目「視力」が（目の前が見える）以上 ⑤ 認定調査項目「聴力」が（普通）以外 ⑥ 身体障がい者手帳所持者（1～2級） ⑦ 療育手帳所持者（Ⓐ～A） ⑧ 精神障がい者保健福祉手帳所持者（1級） ⑨ 障がい者総合支援法による支援を受けている難病者 ⑩ 障がい児通所支援施設に通所している難病児
相談・申込み	【制度全般に関すること】危機管理室 【要介護高齢者】長寿はつらつ課・介護保険課 【障がい者・難病者】障がい者福祉課
その他	※ 登録情報は、町内会など地域の方々に情報提供される。 ※ 地域の支え合い（共助）で行われる制度のため、災害時の支援を約束するものではない。

2. 既存木造住宅 耐震診断助成制度



担当：建築審査課
(048-477-4519)

※HP下方の
「耐震診断助成制度」

耐震診断に要した費用の一部を1回に限り助成します。

対象	昭和56年5月31日以前に着工された建築物・木造2階建て以下の一戸建て住宅等
助成額	65歳以上の方、障がい者等が同居している場合は、耐震診断に要した費用の100%（上限10万円）

3. 既存木造住宅 耐震改修等助成制度



担当：建築審査課
(048-477-4519)

※HP下方の
「耐震改修助成制度」

耐震改修に要した費用の一部を1回に限り助成します。

対象	昭和56年5月31日以前に着工された建築物・木造2階建て以下の一戸建て住宅等かつ、耐震診断の結果、倒壊の可能性があるもの
助成額	65歳以上の方、障がい者等が同居している場合は、耐震改修に要した費用の100%（上限60万円） ※「重度障がい者居宅改善整備費助成制度」と併用の場合は上限80万円 ※リフォーム工事と併用の場合は上限90万円

<ごみ捨て>

1. 粗大ごみ運び出し収集

担当：新座市粗大ごみ受付センター
(048-479-5300)
所管：環境課 (048-477-1547)

自分で外まで運び出せない粗大ごみを、家の中まで入って収集・処分するものです。

対象者	世帯全員が以下のいずれかに該当し、かつ身近な人の協力を得ることができないことにより、自分で粗大ごみを運び出せない世帯 (1) 65歳以上の方 (2) 障がいのある方 (3) 病気またはけがをしている方 (4) その他（具体的な理由が必要）
利用料	収集する品物に応じて決定（粗大ごみ処理手数料+運び出し加算金） 1回の収集につき5点まで（収集が終わり次第、次の申込み可能）

2. ふれあい収集

担当：環境課
(048-477-1547)

家庭ごみを自ら集積所へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、自宅までごみの収集に行くサービスです。ごみが出ていない場合は安否確認も行います。

対象者	次の(1)、(2)のいずれにも該当する世帯 (1) 自らごみをごみ集積所へ持ち出すことができず、親族や近隣者の協力を得ることが困難な者のみで構成される世帯 (2) 要介護認定を受けている方、視覚障がい1級若しくは2級又は肢体力不自由1級若しくは2級の障がいの方のみの世帯
利用料	無料
その他	※ 審査の上、利用の可否を決定します。 ※ 介護・福祉サービスを受けている方はケアマネジャーなどを通じて申請してください。



ごみの出し方・ごみの収集日については、こちらから御確認いただけます。



<生活支援>

1. コミュニティバス（にいバス） 無料乗車証制度



担当：交通政策課
(048-477-2484)

対象者の方に申請日から3年間有効のコミュニティバス（にいバス）無料乗車証を交付します。

対象者	市内在住の75歳以上の方
利用料	(交付手数料) 無料
その他	<ul style="list-style-type: none">障がい者手帳などをお持ちの方、妊産婦の方に対する無料乗車制度あり電子申請での受付可能  (電子申請はコチラ) 

2. 新座市地域支え合い ボランティア事業



担当：新座市社会福祉協議会
(048-480-5706)

市民同士の支え合いに賛同する方が、支援を必要とする高齢者等の日常生活上の

ちょっとした困りごと（窓ふきや庭の草取りなど）をお手伝いします。

利用料	1時間400円 (協力会員には1時間600円のアトム通貨による実費弁償)
注意事項	※ 協力会員（ボランティア）又は利用会員（支援を必要とする方）として事前登録が必要です。

3. シルバー人材センターによる 住まいと暮らしの 「ちょっとサポート」

担当：新座市シルバー
人材センター
(048-481-4305)

日常の家事援助や、簡単なリフォーム、庭掃除など、暮らしの中で起こるちょっとした困りごとをシルバーならではの低料金で引き受けます。

問合せ・ 申請先	新座市シルバー人材センター（048-481-4305）
-------------	-----------------------------

制度を活用したい

介護保険制度

介護保険制度については、別途詳細なパンフレットがありますので、そちらをご参照ください。

パンフレットは、市役所介護保険課窓口のほか、高齢者相談センターや公共施設等に設置しています。

また、下記QRコードは新座市のホームページで、各パンフレットが掲載されているページです。併せてご活用ください。



※ 「みんなのあんしん介護保険」はライセンスの関係で印刷することができません。
ご了承ください。





後期高齢者医療制度



1. 後期高齢者医療制度

75歳以上の方及び65歳以上で一定の障がいがあり、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を被保険者として、「マイナ保険証」をお持ちでない方には、「後期高齢者医療資格確認書」を交付します。

※ 医療機関にかかるときは、「マイナ保険証」又は「後期高齢者医療資格確認書」を提示すること

※ 保険医療機関であれば、日本全国どこでも医療受診可能

(1) 一部負担金

担当：長寿はづらつ課 長寿医療係
(048-424-9610)

所得に応じて、次の金額を医療機関窓口で負担します。

所得区分	判定基準		負担割合
現役並み所得者（★）	III	住民税課税所得 690万円以上の方	3割
	II	住民税課税所得 380万円以上 690万円未満の方	
	I	住民税課税所得 145万円以上 380万円未満の方	
一定以上所得のある方	一般 II	【世帯内に被保険者が1人の場合】 「住民税課税所得 28万円以上」かつ 「公的年金収入額とその他の合計所得 金額の合計が 200万円以上」の方 【世帯内に被保険者が2人以上の場合】 「世帯内の被保険者で、住民税課税所得 が最大の方の課税所得 28万円以上」 かつ「世帯内の被保険者全員の公的年金 収入額とその他の合計所得金額の合計が 320万円以上」の方	2割
一般所得者等	一般 I	現役並み所得者 I～III・一般 II・住民税非課税世帯以外の方	1割
	低 II	被保険者と同一世帯員全員が市民税非課税の方	
	低 I	「被保険者と同一世帯員全員が市民税非課税」かつ 「所得が0円となる世帯（年金の所得は、控除額を 80.67万円として計算）」の方	

※ 同一世帯の被保険者に該当する方がいる場合、世帯全員がその区分となる。

★ 同一世帯の被保険者の収入の合計が520万円未満（該当者が1人の世帯では383万円未満）の場合及び、後期高齢者医療被保険者と同一世帯の70～74歳の方との収入の合計額が520万円未満の場合は、基準収入額が適用されると1割または2割負担となる。

(2) 高額療養費の支給

担当：長寿はつらつ課 長寿医療係
(048-424-9610)

1か月間の一部負担金の支払が次の表の区分に応じた限度額を超えたときは、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

高額療養費に該当された方には、原則として診療月の3か月後に通知します。

なお、高額療養費の支給申請は、初めて該当されたときに申請していただきますが、以後は初回申請時の指定口座へ自動的に振り込みます。

負担割合	所得区分	自己負担額		
		外来の限度額 (個人ごと)	入院+外来の限度額 (世帯ごと)	
3割	現役並み所得者	III	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% (多数回該当 140,100円) ※	
		II	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% (多数回該当 93,000円) ※	
		I	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% (多数回該当 44,400円) ※	
2割	一般	II	「6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10%」 または「18,000円」の いずれか低い金額を適用 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回該当 44,400円) ※
1割	一般	I	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回該当 44,400円) ※
	低所得	II	8,000円	24,600円
		I		15,000円

※ 過去12か月の間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。

(3) 療養費

担当：長寿はつらつ課 長寿医療係
(048-424-9610)

次のような場合には、かかった費用を申請し承認されると、一部負担金を除いた額の払戻しを受けることができます。

- ① 旅行などで「マイナ保険証」又は「資格確認書」を持っていなかったとき
- ② 柔道整復師による施術
- ③ 医師が必要と認めたはり、きゅう、あんま・マッサージの施術
- ④ 医師が必要と認めた治療用装具
- ⑤ 輸血したときの生血代(保険適用されている場合を除く。)
- ⑥ 緊急かつやむを得ない場合などの移送費
- ⑦ 海外旅行中の医療費(日本の保険が適用できる診療等に限る。)

(4) 入院時食事療養費及び生活療養費の標準負担額

担当：長寿はつらつ課
長寿医療係
(048-424-9610)

入院時の食事については、他の療養にかかる医療費とは別に以下のように定額負担が必要です。また、療養病床に入院するときには、食費及び居住費の定額負担（生活療養費）が必要です。

所得区分	一般病棟に 入院時 (1食あたり)	療養病床に入院時 (医療の必要性により金額が異なる。)	
		食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
現役並み 所得者 ⅢⅡⅠ 及び 一般ⅡⅠ	510円 ※1	510円 ※2	370円 (指定難病患者の方 は0円に据え置かれ る。)
低所得Ⅱ	90日までの入院 240円	190円～240円	370円 (指定難病患者の方 は0円に据え置かれ る。)
	過去12か月の入院 日数が90日を超 える場合 190円 (長期入院該当)		
低所得Ⅰ	110円	110円～140円	370円 (指定難病患者の方 は0円に据え置かれ る。)
老齢福祉年 金受給者	110円	110円	0円

★ 長期入院該当（過去12か月の入院日数が90日を超える入院）の場合は、別途届出が必要となる。

※1… 指定難病患者の方は300円です。また、平成28年3月31日において、既に1年を越えて精神病床に入院している患者及び合併症等により転退院した場合で同日内に再入院する方については、経過措置の対象として、260円に据え置かれる。

※2… 管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の場合には470円となる。

(5) 特定疾病

担当：長寿はつらつ課 長寿医療係
(048-424-9610)

下記の特定疾病については、「特定疾病療養受療証」を医療機関等の窓口に提示することで、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円となります。

この疾病に係る医療を受ける方は、特定疾病にかかっていることの証明書類を添付申請してください。

- ① 人工透析が必要な慢性腎不全
- ② 先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ③ 血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV感染症

(6) 高額医療・高額介護合算制度

担当：長寿はつらつ課 長寿医療係
(048-424-9610)

被保険者及び同一世帯の被保険者の1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の医療費と介護保険の負担額が下表の限度額を超えたときは、申請して認められると超えた分が支給される。（限度額を超えた額が500円以下の場合は支給されない。）

所得区分	医療費と介護保険負担額の合計の限度額 (世帯単位)	
現役並み 所得者	III	212万円
	II	141万円
	I	67万円
一般 II I		56万円
低所得者	II	31万円
	I	19万円

(7) 交通事故にあった時

担当：長寿はつらつ課 長寿医療係
(048-424-9610)

交通事故など、第三者の行為で傷病を受けたときでも、「第三者の行為による被害届」等の届出をすることにより、後期高齢者医療制度で医療機関にかかることができますので、必ずお届けください。

長寿はつらつ課の
窓口にて配布中



2. 後期高齢者医療制度助成事業

後期高齢者医療制度に加入されている皆様の健康の保持増進を図るため、健康診査、人間ドック検診費助成事業、保養（宿泊）施設の利用助成を実施しています。

健康診査受診券は、毎年6月に長寿はつらつ課から送付します。

(1) 健康診査

担当：長寿はつらつ課 長寿医療係
(048-424-9610)

対象者	市内にお住まいの後期高齢者医療制度の被保険者 ※ 特別養護老人ホーム入所者、特定施設入所者、長期入院者等は対象外
実施期間	7月1日～翌年3月31日 ※ 医療機関開院日による
受診方法	実施医療機関に直接予約をし、健診期間中に受診すること ※ 実施医療機関については、長寿はつらつ課までお問合せください。
受診料	無料
持ち物	「マイナ保険証」又は「資格確認書」、健康診査受診券
注意事項	<ul style="list-style-type: none">人間ドックを受診した場合、健康診査は受診不可1月末までに75歳になられる方に対しては、誕生日の翌月末頃に健康診査受診券を送付実施期間中に1回のみ受診可能

(2) 人間ドック 検診費助成



担当：長寿はつらつ課 長寿医療係
(048-424-9610)

市が指定する医療機関で人間ドックを受ける場合、その検診費を助成します。

対象者	市内にお住まいの後期高齢者医療制度の被保険者で保険料を滞納していない方（原則として病気療養中でない方） ※ 特別養護老人ホーム入所者、特定施設入所者、長期入院者等は対象外
実施期間	7月1日～翌年3月31日 ※ 医療機関開院日による
受診方法	事前に実施医療機関へ申込み、検診日を決めてから長寿はつらつ課の窓口で申請の手続を行う。 ※ 実施医療機関については長寿はつらつ課までお問合せください。
自己負担	5,000円（当日、医療機関へお支払いください。）
持ち物	「マイナ保険証」又は「資格確認書」、健康診査受診券、人間ドック受診票、問診票兼診断書
注意事項	<ul style="list-style-type: none">健康診査を受診した場合、人間ドックは受診不可1月末までに75歳になられる方に対しては、誕生日の翌月末頃に健康診査受診券を送付実施期間中に1回のみ受診可能

(3) 保養施設利用助成



担当：長寿はつらつ課 長寿医療係
(048-424-9610)

市が指定する宿泊施設を利用した場合、同一年度1泊を限度として、1泊につき2,000円を助成します。

対象者	市内にお住まいの後期高齢者医療制度の被保険者で保険料を滞納していない方
申込み	保養施設に予約後、長寿はつらつ課の窓口で申請する。 申請後、保養施設宿泊利用券と保養施設宿泊利用助成券を発行する。 ※ 保養施設一覧表は長寿はつらつ課及び各出張所にあり (新座市ホームページにも掲載)
利用方法	保養施設に保養施設宿泊利用券と保養施設宿泊利用助成券を渡す。 保養施設宿泊利用券により契約料金で宿泊することができ、さらに保養施設宿泊利用助成券により2,000円宿泊費が安くなる。
注意事項	国民健康保険保養施設利用助成事業と合わせて、同一年度1泊が限度



聴力の低下を感じたら ～ヒアリングフレイルについて～

ヒアリングフレイルとは、耳の虚弱（聞き取る機能の衰え）という意味です。放置すると心身の活力の衰えが進み、認知症やうつ状態となる危険性が高まるとして指摘されています。

以下のような症状があったら、認知機能の問題ではなく、ヒアリングフレイルによりコミュニケーションしたくない、恥ずかしい、うまく言葉にできない等の可能性があります。

ご家族や周囲の早期発見も大切です。

- 【症状例】
- * 話しかけても以前より反応しなくなった。
 - * 外出するのがおっくうになった。
 - * 部屋に引きこもることが多くなった。
 - * 以前よりも怒りっぽくなったり。
 - * 大好きだったテレビを急に見なくなったり。
 - * 以前に比べ会話が難しくなった。

※ 「ヒアリングフレイル」は、「NPO法人日本ユニバーサル・サウンドデザイン協会」を権利者とする登録商標です。

<注意>このページは、「NPO法人日本ユニバーサル・サウンドデザイン協会」の許可を得て掲載しています。（無断転載禁止）

相談先	(1) かかりつけ耳鼻咽喉科 (2) 補聴器の購入店 (3) 補聴器相談医（令和7年2月18日現在）			
	市内 補聴器 相談医	飛田 正 医師	飛田耳鼻咽喉科	048-479-4062
		三須 俊宏 医師	三須耳鼻咽喉科	048-480-1187

本市では、ふるさと新座館ホール、野火止公民館などに、ヒアリンググループ（ループに送信された音の信号を受信可能な補聴器等で受信することで、直接音を聞くことができる装置）を設置しています。



成年後見制度



認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産の管理や日常生活での契約を行うこと、必要なサービスを選ぶことの支援などを行い、本人の権利を守る制度です。

成年後見制度は大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

1. 法定後見制度



申立先：家庭裁判所
相談先：成年後見制度推進室
(048-423-2196)

※HP中盤の「法定後見制度」

(1) 制度概要

法定後見人制度は「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、判断能力の程度に応じて分けられています。

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支援者	成年後見人	保佐人	補助人
権利	本人が行うすべての法律行為。日常生活に関する行為（日用品の購入など）は除く	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為。 また、本人が行った重要な法律行為に関する取消し。	本人の同意を得た上で、本人が選択して家庭裁判所が定めた範囲の法律行為
申立てできる人	本人・配偶者・四親等以内の親族など ※ 申立ての際の本人の同意は、後見と保佐は不要、補助は必要 ※ 身寄りがない方などのために市区町村長が申し立てることも可能		

(2) 利用の仕方

① 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て

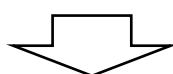
<申立てに必要な書類>

- 申立書・診断書・本人の戸籍謄本・戸籍の附票または住民票・財産目録
- 登記されていないことの証明書
- 成年後見人候補者の戸籍謄本・戸籍の附票または住民票など

<申立てに必要な費用のめやす>

- ・ 申立手数料（1件800円）
- ・ 登記手数料（2,600円）
- ・ 連絡用の郵便切手代 等

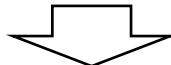
※ 鑑定を実施することになった場合は、鑑定料がかかります。
※ 金額は事案によって異なります。



② 家庭裁判所が審判手続きを開始

家庭裁判所の調査官が必要に応じ、本人や申立人、家族、医師等から本人の精神的な障がいの程度や生活状況を確認します。

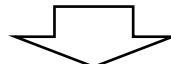
裁判官の判断により、本人の判断能力について、医師による鑑定を行うことがあります。



③ 家庭裁判所が審判（成年後見人等の選任）

家庭裁判所が成年後見人等や後見内容を決定します。成年後見人を監督する監督人が選ばれることがあります。

成年後見人等には、配偶者や家族のほか、福祉や法律の専門家が選ばれることがあります。



④ 成年後見人などによる支援が開始

2. 任意後見制度



相談先：成年後見制度推進室
(048-423-2196)

(1) 制度概要

任意後見制度とは、現在は判断能力のある方が、将来、認知症などで判断能力が不十分な状態になった時に、預貯金などの財産管理や日常生活でのさまざまな契約などの法律行為を本人に代わって行う人（任意後見受任者）をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。

本人の判断能力が十分でなくなったときには、本人や自らが選んだ任意後見受任者が、家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が任意後見監督人を選定します。このときから、任意後見受任者は正式に任意後見人として本人を保護、支援します。

対象者	判断能力がある人
支援する人	任意後見人（判断能力低下後）
権利	契約で定めた行為

(2) 利用の仕方

① 任意後見契約の準備

誰に、どのような支援をしてもらうかを自分自身で決め、任意後見人になってくれる人を探します。身近にいなければ、法人後見も利用できます。



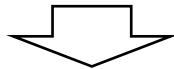
② 任意後見契約

公証役場で公正証書を作成し、任意後見契約を結び、登記します。

<契約時に必要な費用のめやす>

- ・ 公正証書作成の基本手数料（11,000円）
- ・ 登記嘱託手数料（1,400円）
- ・ 収入印紙代（2,600円）

等



③ 任意後見監督人選任の申立て

本人の判断能力が不十分になった際、本人や親族、任意後見受任者が家庭裁判所に任意後見人を監督する監督人選任の申立てを行います。



④ 任意後見人などによる支援の開始

家庭裁判所で任意後見監督人が選任されると、任意後見契約が開始となり、任意後見受任者は、正式に任意後見人として、契約内容に従って本人を支援します。

成年後見制度推進室の
窓口にて配布中

あなたの「不安」を「安心」に変える

成年後見制度の利用を 考えてみませんか？

監修／公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 司法書士 山崎 政俊

要員高齢などの被害が心配…

財産の管理や契約に自信がない…

成年後見制度は、認知症、精神障害などとの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などをを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援をする制度です。

みなさんの「不安」を「安心」に変える成年後見制度を利用してみませんか？

新座市



地域で活動したい

1. 老人福祉センター

担当：長寿はつらつ課 元気増進係
(048-477-6890)

高齢者の健康の増進や趣味、レクリエーション等を通じて仲間づくりを図る施設です。

対象者	60歳以上の方
利用料	無料 ※ 市外の居住者は、1日につき300円

老人福祉センター「えがおの里」

【住所】新座市堀ノ内二丁目3番45号
【電話】048-477-0311
【利用時間】午前9時～午後4時
(7月～9月は午後5時まで)
【休館日】・月曜日
※ ただし祝日に当たるときは、
その日後においてその日に
最も近い祝日でない日も休館
・敬老の日を除く祝日
・12月29日～1月3日



新座市ホームページ
「えがおの里老人福祉
センター」
掲載ページ

第二老人福祉センター「元気の里」

【住所】新座市大和田四丁目18番41号
【電話】048-458-3300
【利用時間】午前9時～午後4時
(7月～9月は午後5時まで)
【休館日】・月曜日
※ ただし祝日に当たるときは、
その日後においてその日に
最も近い祝日でない日も休館
・敬老の日を除く祝日
・12月29日～1月3日



新座市ホームページ
「元気の里老人福祉
センター」
掲載ページ

福祉の里老人福祉センター

【住所】新座市新塚一丁目4番5号（福祉の里2階）
【電話】048-481-5002
【利用時間】午前9時30分～午後4時
【休館日】・月曜日
※ ただし祝日に当たるときは、
その日後においてその日に
最も近い祝日でない日も休館
・敬老の日を除く祝日
・12月29日～1月3日



新座市ホームページ
「福祉の里老人福祉
センター」
掲載ページ

2. 老人クラブ

担当：長寿はつらつ課 元気増進係
(048-477-6890)

市内には、24の「老人クラブ」があり、仲間とともに生きがいと健康づくり、暮らしを豊かなものにする様々な活動を行っています。

対象者	市内在住の60歳以上の方ならどなたでも入会可能 (市外在住あるいは60歳未満の方は賛助会員として活動)
会費	一部負担あり（※各クラブで異なる。）

■ 新座市老人クラブ一覧表

主な活動場所	クラブ名
あたご	あたご若葉会
池田	朋友会
石神	ハッピーくらぶ いずみ野
石神一・五丁目	北原会
石神二・三・四丁目	石神会
大和田	ときの会
大和田一丁目	菊寿会
大和田三・四丁目	寿楽会
大和田五丁目	向日葵会
栗原三・四丁目	あけぼの会
栗原五丁目	栗原明和会
栄一・二丁目	新栄いづみ会
主な活動場所	クラブ名
栄三丁目	栄交友クラブ
東北	長生会
中野	和良久会
新座一丁目	寿クラブ
新座二丁目	二葉会
西堀・新堀	三和会
野火止一丁目	野火止一丁目 こもれび会
野火止一丁目	野火止住宅 みどり会
野火止三・四丁目	あかつき会
野火止五・六丁目	明寿会
畠中一丁目	松の実寿会
東	長寿会

3. グループ活動



担当：介護保険課 介護予防係
(048-424-5186)

65歳以上の方が参加できる、地域で活動する団体やサークルの情報を掲載している冊子です。

興味のある活動に定期的に参加し、いつまでも元気に過ごしましょう。

資料名	地域活動マップ
配布場所	介護保険課、市内公共施設等

4. 高齢者いきいき広場

担当：長寿はつらつ課 元気増進係
(048-477-6890)

地域の高齢者の方に趣味活動、仲間づくりの場を提供することにより、健康の保持増進、介護予防に役立てる施設です。また、子どもたちを含めた若い世代の方との世代間交流の場としても利用できます。

対象者	60歳以上及び60歳以上の方と交流される方
利用料	無料
利用時間	午前9時～午後4時
休館日	・火曜日 ・敬老の日以外の祝日と振替休日、年末年始

■ 施設の名称・所在

池田高齢者いきいき広場

【住 所】新座市池田四丁目8番49号
(池田小学校内)
【電 話】048-479-4310



西堀高齢者いきいき広場

【住 所】新座市西堀二丁目18番3号
(西堀小学校内)
【電 話】042-491-5722



東野高齢者いきいき広場

【住 所】新座市野火止六丁目22番12号
(東野小学校内)
【電 話】048-477-5031



八石高齢者いきいき広場

【住 所】新座市野寺二丁目8番45号
(八石小学校内)
【電 話】048-477-6728



新堀高齢者いきいき広場

【住 所】新座市新堀二丁目11番2号
(新堀保育園併設)
【電 話】042-493-1280



働きたい

1. シルバー人材センター

担当：新座市シルバー人材センター
(048-481-4305)

高年齢者の能力を生かし、就業を通じて生きがいづくり、仲間づくり、そして社会参加を目指し設置された公益法人で、会員となった方を対象に就業の場を提供しています。

対象者	市内に住むおおむね60歳以上の方で、働く意欲のある健康な方ならどなたでも入会可能
年会費	【センター会費】 1,800円 【親睦会費】 600円 ※ 入会する月によって会費が異なります。
住所	(公益社団法人 新座市シルバー人材センター) 新座市堀ノ内三丁目4番11号

2. 新座市ふるさとハローワーク



担当：新座市ふるさとハローワーク
(048-477-1859)

市民の方の就職の促進及び利便性の向上を目的として、国と市との連携により、就業相談、就業紹介のほか、パソコンでの求人情報の検索ができます。

※ 雇用保険の受給手続きは行っておりません。

対象者	新座市とその周辺市で仕事を探している方
-----	---------------------

3. 就業相談



担当：産業振興課
(048-477-6346)

専門の相談員（キャリア・コンサルタント）が求職中の方はもちろん就業中の方や復職をお考えの方など、仕事に関する悩みを抱える方のお話を伺います。

対象	仕事に関する悩みを抱えている方
開催日程	毎月第3木曜日
料金	無料

新座市役所

住所 〒352-8623

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電話番号 048-477-1111 (代表)



令和7年10月改訂版